

2021年度～2023年度課題別研修「多様な再生可能エネルギー導入時の系統安定化(B)」研修業務委託契約【企画競争】
 (公告/公示日:2021年2月26日/公告番号:21c00016000000)に係る質問事項への回答

通番	該当頁	該当項目	質問	回答
1	P4	第1 競争の手順 5. 競争参加資格 (2) 積極的資格制限 3)	『3) 本契約では当機構の個人番号関係事務を外部委託する契約内容であるため、企画競争説明書別紙1「個人番号関係事務の外部委託における契約事務の取扱について」に基づいて業務を履行できる法人であること。』と記載があるが、「別紙1」がありません。業務仕様書から考えると、これは不要と考えられますがいかがでしょうか？ 競争参加資格に係る部分ですので、速やかにご回答頂けますと幸いです。	講師謝金の支払いなどで個人番号関係事務が含まれる可能性を加味して記載しております。 別紙1については、3月12日付で再掲載します。
2	P9	第1 競争の手順 1 1. 契約交渉	『(2) 契約交渉は「4. (1) 書類等の提出先」の所在地にて実施します。』とありますが、JICA北陸にて対面で行うということでしょうか。委託業務内容の協議や資料の提出、内部調整や関係先との調整を必要と考えると、あえて『所在地にて実施』は非効率となるのではと料思しますが、どのような進め方をイメージされているかお聞かせ願えますでしょうか？ また、対面で実施の場合、関係先の同席も可能でしょうか？	基本的にはJICA北陸(石川県金沢市)での対面実施を想定しておりますが、必要に応じてオンラインでの実施を検討いたします。 なお、契約交渉の相手方は応募者を想定していますが、関係先と応募者との関係を予め明確にして頂ければ、同席について検討いたします。
3	P14	第2 業務仕様書 3. 業務の概要 (8) 研修場所	『後述の4. (2) (イ)』とありますが、「5. (3) (イ)」のことよいでしょうか？	ご指摘のとおりです。なお、業務仕様書を以下のとおり修正しております。 「本邦研修における研修実施場所、また遠隔研修の場合、後述の5. (3) (イ)における②Webinarの配信場所は発注者の事務所または指定する場所を想定していますが、研修受託機関が手配する会場での実施も可能です。」
4	P15	第2 業務仕様書 4. 業務実施上の留意事項 (8) 発注者その他関係組織との連絡・調整	『「第3 プロポーザル作成要領」 2. (1 2) 研修施設・設備』とありますが、該当する箇所が不明瞭ですので、ご教授願います。	ご指摘のあった箇所を以下のとおり修正し、修正版を掲載いたしました。 「(8) 発注者その他関係組織との連絡・調整 研修計画の策定及び実施等に当たっては、発注者と適時に連絡・調整を行い、進捗状況については適宜報告してください。変更(軽微なものは除く)や未定事項の決定時には事前に発注者と協議してください。また、円滑な研修実施のため、講義・視察受入先機関や関連コースの受託機関等との情報共有や調整を必要に応じてお願いします。」 また、研修場所については、P.14「3. 業務の概要(8) 研修場所」を参照ください。
5	P26	第4 見積書作成と支払いについて 1 見積書の作成について (2)	『2022・23年度は各年度ごとに、約1週間の来日前プレ研修と約3週間(実研修実施期間)の本邦研修に係る費用を1つにまとめて作成してください。』と記載がありますが、プロポーザル時点で作成、提出するものではないと読み取りましたが、認識が正しいのでしょうか？(プロポーザル時点で作成、提出するようにも読み取れますので確認させて頂いております。)	この業務委託契約は3年間を通じた研修実施を想定した契約であり、価格点も評価対象としておりますので、プロポーザル時点で3年間分の見積書を提出ください。
6	P4	第1 競争の手順 5. 競争参加資格 (2) 積極的資格制限 3)	別紙1に記載の内容について、謝金・旅費・交通費等を「個人」へ支払う際の源泉徴収手続きに関係するものと推測しております。個人への支払いが発生しない場合、(2)積極的資格制限 3)は不要であると考えますが、いかがでしょうか？ なお、他センターとの類似する業務においてもマイナンバーを取り扱うことになったことはございません。 「個人」への謝金等の支払い以外において、当該項目が必要だとする場合、業務仕様書上のどこに該当するかご教授願います。	通番1にて回答済みのおり、受託者の業務の進め方によって個人番号関係事務の有無が異なると考えられることから、以下の通り訂正します。 「本契約では当機構の個人番号関係事務を外部委託する契約内容であるため、企画競争説明書別紙1「個人番号関係事務の外部委託における契約事務の取扱について」に基づいて業務を履行できる法人であること。ただし、個人番号を扱わない提案である場合には、本資格制限を適用しない。」
7	P4	第1 競争の手順 5. 競争参加資格 (3) 共同企業体、再委託について 2) 再委託 b)	弊会は貴機構の他センターの委託研修業務で、研修ノウハウを有する弊会と専門知識を有する機関に再委託することで、円滑に研修を実施してきた多数の実績を有し、研修経費も再委託先との内訳を明確にして実施してきました。今回、再委託の対象を補助的な業務に限るとしてはありますが、役割分担と経費内訳を明確にすることで再委託を原則禁止とする理由をクリアできると考えますが、いかがでしょうか？	提案書上の記載をもって検討いたします。
8	別紙1 P9～	発注者及び受注者の業務分担表、以降の資料	本件業務にどう関連する資料なのか、理解できません。ご説明をお願いします。	対象資料を修正のうえ掲載いたしました。